

平成 23 年 7 月 22 日

NPO 法人市民科学研究室 低線量被曝研究会 御中

福島県災害対策本部長  
(福島県知事)

県民健康管理調査に関する要望書について (回答)

2011 年 7 月 13 日付けの標記要望書について下記のとおり回答します。

#### 記

##### 1 会議の告知及び傍聴について

会議については、第 3 回検討委員会 (7 月 24 日開催予定) から公開とする予定ですが、一般傍聴については、議事進行に支障が生じることが予想されるため当面見合わせることであります。

##### 2 議事録公開について

近日中に、第 1 回検討委員会からの議事要旨について、HP 上で公開の予定です。

##### 3 検討委員会の設置の経緯、人選の詳細、委員会での検討内容の詳細と決定事項の根拠の公表について

県としては、世界に類をみない今回の事態に対し、県民健康管理調査を実施するにあたり、将来にわたる福島県民の健康を確保する観点から、放射線に関して十分な知識とご経験をお持ちの専門家に委員に就任いただいたと考えております。(設置要綱添付)

また、委員会での検討内容等の公表につきましては、近日中に議事要旨を公開する予定です。

##### 4 倫理検討委員会の設置、検討について

県民健康管理調査の具体的内容については、事業委託先である公立大学法人福島県立医科大学において、倫理委員会に諮り、承認を得ています。

##### 5 委員と市民とが対話をする機会の設置について

調査に対するご意見等は承りますが、委員と市民が直接対話する機会については、予定はありません。

## 「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえ、福島県が、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として実施する「県民健康管理調査」(以下、「調査」という。)に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康管理調査」検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員会の座長は知事が指名し、座長は委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。

### (運営)

第4条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

### (部会)

第5条 専門的な事項について検討するため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については 知事が別に定める。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。